

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第165号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、京都市小川老人デイサービスセンター、京都市本能老人デイサービスセンター及び京都市修徳老人デイサービスセンターについては、条例第4条第2項に規定する日を休所日とせず、かつ、休所日を定めない。
- 別表第1京都市本能老人デイサービスセンターの項中「午前8時30分」を「午前7時30分」に、「午後5時30分」を「午後8時30分」に改め、同表京都市東高瀬川老人デイサービスセンターの項中「午前8時」を「午前8時30分」に、「午後8時」を「午後5時」に改める。

別表第2京都市小川老人デイサービスセンターの項、京都市本能老人デイサービスセンターの項及び京都市修徳老人デイサービスセンターの項を削り、同表京都市西院老人デイサービスセンターの項中「日曜日並びに」及び「及び12月31日」を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)